

岐阜県公報

第二千六百四十九号
平成二十七年五月二十二日

(金曜日)

目次

告 示

道路の区域変更

(道路維持課) 三六七

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

指定自立支援医療機関の指定

指定自立支援医療機関の変更届出

毒物劇物取扱者試験の実施

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

土地改良区役員の退任及び就任

(環境生活政策課) 三六七

(保健医療課) 三六八

(同) 三六八

(業務水道課) 三六九

(商業・金融課) 三七〇

(恵那農林事務所) 三七一

告 示

岐阜県告示第三百五十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年五月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年五月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
県道	高朝根日線	高山市高根町留之原字池ノ原一七四二番一八〇地先から同市同町同字同先まで	前	一九・五	一六〇	
			後	九・五	一六〇	

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により特定非

営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年五月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十七年四月二十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人和の未来
- 三 代表者の氏名 安田 多賀子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市真砂町十丁目八番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民に対して日本の伝統文化の普及啓蒙活動に関する事業を行い、社会教育の推進、文化の振興、まちづくりの推進及び国際交流を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年五月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十七年四月二十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人コミシス郡上
- 三 代表者の氏名 河合 恒
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県郡上市大和町剣四〇四番地二
- 五 定款に記載された目的 この法人は、大和町地域を中心とした周辺地域の個人、諸団体、企業及び地方公共団体に対して、生活環境の保全、産業の発展、青少年の健全育成、福祉の増進等の実践事業及び啓蒙活動に関する事業を行い、雇用の場の確

保と生きがいの促進を図り、地域の活性化と発展に寄与する事を目的とする。

指定自立支援医療機関の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十七年五月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指 月 日 定
アポロ調剤薬局蘇原店	各務原市蘇原申子町二丁目二番一〇	精神通院	平成二十七年五月
田中平和堂薬局	海津市南濃町駒野六八八の一	同	同
割田薬局	大垣市割田二丁目一三三の一	同	同

(指定訪問看護事業者等)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指 月 日 定
訪問看護ステーション虹	下呂市萩原町西上田八六〇番地	精神通院	平成二十七年五月
訪問看護ステーション景香	岐阜市細畑三の一五の八	同	同

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があつた

ので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十七年五月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの

(病院又は診療所)

名 称	所在地	自立支援医療を担当する診療科名	自立支援医療の種類	年 変 月 日 更
医療法人 清仁 会 川出医院	岐阜市今町二丁目五番地	内科	精神通院	平成 二七・五・一

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年 変 月 日 更
サンセイ調剤薬局 清水店	揖斐郡揖斐川町清水一六七〇	精神通院	平成 二七・四・六

(指定訪問看護事業者等)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年 変 月 日 更
岐阜県看護協会立訪問看護ステーション下呂	下呂市森七九一番地二七	精神通院	平成 二七・四・一
岐阜県看護協会立訪問看護ステーション各務原	各務原市三井北町三丁目一七七番地	同	同
岐阜県看護協会立訪問看護ステーション高山	高山市森下町一丁目二七〇番地	同	同

毒物劇物取扱者試験の実施

毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三三三号)第八条第一項第三号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施しますので、毒物及び劇物取締法施行規則(昭和二十六年厚生省令第四号。以下「施行規則」という。)第八条の規定により公示します。

平成二十七年五月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 試験の日時
平成二十七年八月二十日(木)午後一時三十分から午後三時三十分まで
- 二 試験の場所
岐阜市三田洞東五丁目六番地一号 岐阜薬科大学三田洞キャンパス
- 三 試験の種類
次のうちいずれか一つを選んで受験してください。
 - 1 一般毒物劇物取扱者試験
 - 2 農業用品目毒物劇物取扱者試験
 - 3 特定品目毒物劇物取扱者試験
- 四 試験科目
 - 1 筆記試験
 - (一) 毒物及び劇物に関する法規
 - (二) 基礎化学
 - (三) 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法(ただし、農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては施行規則別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては施行規則別表第二に掲げる劇物に限る。)
 - 2 実地試験(筆記により実施)
 - 毒物及び劇物の識別及び取扱方法(ただし、農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては施行規則別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては施行規則別表第二に掲げる劇物に限る。)
- 五 出願書類
 - 1 受験願書(氏名の記載に当たっては、本人の署名又は記名押印によること。)
 - 一通
 - 2 写真(出願前三か月以内に正面から撮影した上半身 無帽、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び生年月日を記載したもの) 一枚
- 六 受験手数料
一万五百円に相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書に貼り付け、納入してください

い（消印しないこと。）。

七 願書受付期間

平成二十七年六月八日（月）から同月十九日（金）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）

八 願書受付場所

1 県保健所（保健所に置かれる事務所を含む。以下同じ。）

2 岐阜県健康福祉部業務水道課

九 郵送による受験願書の受付

1 願書郵送受付期間

平成二十七年六月八日（月）から同月十九日（金）までの消印のあるものに限ります。

2 願書送付先

〒五〇〇 八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県健康福祉部業務水道課

3 願書郵送方法

出願書類については、「五 出願書類」のとおりです。

出願書類は角形二号の封筒に入れ、封筒には「毒物劇物取扱者試験受験願書在中」と朱書きし、簡易書留により提出してください。

また、一つの封筒に入れることができる出願書類は、一件です。

十 受験票の送付

受験者に対して、平成二十七年七月三十一日（金）までに岐阜県健康福祉部業務水道課から受験票を送付します。

十一 合格発表

平成二十七年九月十八日（金）午前十時

試験合格者の受験番号を県庁及び県保健所の掲示板並びに岐阜県庁ホームページに掲示するほか、合格者には合格証を送付します。

岐阜県庁ホームページ（業務水道課）

<http://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/kenko-fukushi/yakumu/>

十二 試験結果の提供

毒物劇物取扱者試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

毒物劇物取扱者試験の総合得点及び科目別得点
提供期間

平成二十七年九月十八日（金）から同年十月十九日（月）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前八時三十分から午後五時十五分まで（ただし、平成二十七年九月十八日（金）にあつては、午前十時から午後五時十五分まで）

2 提供する場所

情報公開・個人情報総合窓口（県庁二階）及び県保健所の特別窓口

3 提供を受けるために必要な書類

試験結果の提供を受けるためには、本人確認ができる次の書類が必要です。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

十三 問合せ先

岐阜県健康福祉部業務水道課（電話〇五八 二七二 八二八五）

岐阜保健所生活衛生課（電話 五八 三八 三 三）

岐阜保健所本巢・山県センター生活衛生課（電話 五八 二二三 七二六八）

西濃保健所生活衛生課（電話 五八四 七三 一一一 内線二六八）

西濃保健所揖斐センター生活衛生課（電話 五八五 二三 一一一 内線二六二）

関保健所生活衛生課（電話 五七五 三三 四 一一一 内線三五七）

関保健所郡上センター生活衛生課（電話 五七五 六七 一一一 内線三五二）

中濃保健所生活衛生課（電話 五七四 二五 三一一 内線三五五）

東濃保健所生活衛生課（電話 五七二 一一 一一一 内線三五七）

恵那保健所生活衛生課（電話 五七三 二六 一一一 内線二五六）

飛騨保健所生活衛生課（電話 五七七 三三 一一一 内線三三一）

飛騨保健所下呂センター生活衛生課（電話 五七六 五一 三一一 内線三五三）

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十七年五月二十二日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び西濃県事務所において縦覧に供する。
 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見を提出することができる。

平成二十七年五月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十七年五月十一日

二 届出者の氏名又は名称

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社

三 建物の名称及び所在地

ドラッグユタカ大垣旭町店

大垣市旭町二丁目一番地一号外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 穂積 孝一

(変更後) 田中 敬士

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十七年五月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住所
--------	-----	----	----	----

えな土地改良区	平成二十七年五月十一日	理事	三宅敏之	恵那市山岡町原 八五〇番地二
---------	-------------	----	------	----------------

就任した役員

えな土地改良区	平成二十七年五月十一日	理事	遠藤博隆	恵那市笠置町姫栗 七九一番地
---------	-------------	----	------	----------------

えな土地改良区	平成二十七年五月十一日	理事	遠藤博隆	恵那市笠置町姫栗 七九一番地
---------	-------------	----	------	----------------

平成二十七年五月二十二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社